

千葉県歯・口腔保健計画の一部改定について

平成 28 年 3 月 16 日
千葉県健康福祉部健康づくり支援課

生涯にわたる県民の歯・口腔の健康づくりを総合的・効果的に推進するための基本計画である千葉県歯・口腔保健計画は、千葉県保健医療計画と整合性をとりながら、平成 23 年度から平成 27 年度までを計画期間としている。

千葉県保健医療計画が、一部改定の上、計画期間を 2 年間延長する方向であるため、千葉県歯・口腔保健計画についても、必要な一部改定を行った上で、計画期間の 2 年間延長を図る。

○計画の概要

(1) 計画の趣旨

乳児期から高齢期までライフステージを通じて、継続的に県民の歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

(2) 計画の性格

千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例第 9 条に基づく計画である。

(3) 計画期間

【現計画】平成 23 年度から平成 27 年度（5 年間）

○一部改定の内容

平成 28 年 3 月 16 日の千葉県歯・口腔保健審議会※において、以下のことが承認された。

(1) 計画期間

現行計画を 2 年延長（～29 年度）

(2) 一部改定の主な改正点

①指標の修正及び追加

計画期間の延長や施策の進捗等を踏まえ、必要に応じた指標の修正（現状・目標値・目標年度）や、新たな指標の追加を行う。

②施策の追加

千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例の一部改正（平成 27 年 3 月）に基づき、「災害時における歯・口腔の保健医療サービスの迅速な提供のための体制の確保」を新たな施策として追加

※千葉県歯・口腔保健審議会

【担任意務】

歯・口腔の健康づくりの推進に関する事項について調査審議し、これに関し必要と認める事項を知事に答申し、又は建議すること。

【設置根拠】

千葉県行政組織条例第 28 条第 1 項

【委員名簿】

齋藤英生（千葉県歯科医師会長）、丹沢秀樹（千葉大学大学院医学研究院教授）他 13 名